令和３年４月

第４回　つくば市農業委員会総会議事録

日　　時　　令和３年４月１３日　午後１時３０分

場　　所　　つくば市役所　２階　防災会議室

出　席　委　員

１番	白石　悟	２番	對崎　徳男
３番	大野　博司	１０番	本橋　文男
１３番	飯島　孝一	１６番	鮭川　満雄
１７番	飯野　和男	１８番	市村　元則
２１番	坂入　誠	２２番	中山　義美
２３番	髙谷　榮司	２４番	成島　昭治

欠　席　委　員

４番	石島　繁	５番	加園　秀信
６番	吉田　新一	８番	青木　道子
９番	飯岡　勉	１１番	野堀　良夫
１２番	中山　巖	１４番	遠藤　道夫
１９番	蛯原　昇	２０番	髙野　武久

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	吉原　利夫
農業行政課	課　長	天貝　雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉　亮成
農業行政課	係　長	藤井　雄平
農業行政課	主　任	廣引　康則

１．本日の会議に付した案件

日程第１　議事録署名委員の選任について

日程第２　議案第　１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第　２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第　３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議案第　４号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
議案第　５号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第　６号　現況証明の発行可否について
議案第　７号　農地改良協議に対する同意について
議案第　８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第　９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第１０号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見について
日程第３　報告第　１号　農地法第４条第１項第８号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　２号　農地法第５条第１項第７号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　３号　買受適格証明の専決処理について
報告第　４号　制限除外の農地の移動届について
報告第　５号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第　６号　農地等の現況に係る照会に対する回答について
報告第　７号　つくば市農業委員会事務局職員の人事について

開議の宣告　　【午後１時３０分　開会】

事務局（吉原事務局長）
皆さんこんにちは。定刻を大分遅れまして、申し訳ございません。
本日は、令和３年第４回総会に御出席いただき、ありがとうございます。
総会開会前に少々お時間をいただきまして、４月１日付、事務局職員の人事異動について御報告させていただきます。
議案書の最後のページ、最終ページ、３２ページを御覧ください。
異動の内容については、報告第７号　つくば市農業委員会事務局職員の人事についての記載のとおりでございます。
本日は、異動となりました職員についてのみ御紹介させていただきます。
まず、課長補佐から課長に昇格いたしました天貝でございます。

事務局（天貝課長）
天貝です。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

事務局（吉原事務局長）
次に、農政企画係の係長になります都市計画部開発指導課から異動になりました窪庭で

ございます。

事務局（窪庭）
　窪庭です。よろしくお願いいたします。
　先日の父の葬儀のときには、立派なお供えを頂きましてありがとうございました。

事務局（吉原事務局長）
　同じく、農政企画係になります。
　総務部市民税課から異動になりました関根でございます。

事務局（関根）
　関根と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（吉原事務局長）
　次に、農地調整係になります。
　建設部の公園・施設課から異動してまいりました塚原でございます。

事務局（塚原）
　塚原と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（吉原事務局長）
　同じく、農地調整係になります。
　市民部谷田部相談センター兼谷田部窓口センターから異動になりました田中でございます。

事務局（田中）
　田中と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（吉原事務局長）
　最後になりましたが、私、公園・施設課から異動してまいりました事務局長の吉原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
　以上で、新任職員の紹介は終わらせていただきます。
それでは、開会に当たりまして、髙谷会長から御挨拶をいただきたいと思います。
　会長、よろしくお願いいたします。

会　　長（髙谷　榮司）
　皆さんこんにちは。お忙しいところ、大変御苦労様でございます。本日は、総会の開会時刻が遅れてしまい、申し訳ありませんでした。
　今日は、午後から雨という予報でしたが、夕方あたりから本降りになるのではないかと思っております。先ほど遊休農地対策専門委員会の坂入委員長さんとお話していたのです

が、明日は、ジャガイモの種まきの予定が入っておりますので、園場の農協を考慮しながら作業を進めていかなくてはならないのではないかと思います。
　このように、今後も農地再生事業における作業などを予定しておりますので、委員の皆様方には御協力のほどよろしくお願いしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。
　本日は大変御苦労様でございます。

事務局（吉原事務局長）
　ありがとうございました。
　総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により会長が務めることとなっております。以降の議事進行を髙谷会長のほうにお願いいたします。よろしくお願いいたします。

会　　長（髙谷　榮司）
　それでは、ただいまより令和３年第４回総会を開会いたします。
　これより議事に入りますが、本日は、事前にお願いいたしました総会割り振りのとおり、４番石島委員外８名が欠席しておりますので御報告をいたします。本来なら中山巌委員さんが出席の予定ですけれども、体調を崩して急遽欠席になりましたので、10名が欠席をしております。
　本日の出席委員数は12名で、定足数に達していることから、令和３年第４回つくば市農業委員会総会は成立をしております。
　それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１　議事録署名委員の選任について

議　　長（髙谷　榮司）
　まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席２１番坂入　誠委員、議席２２番中山義美委員にお願いをいたします。
　また、本日の会議書記には、事務局藤井係長にお願いをいたします。
　日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第１４条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言をお願いいたします。

日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、日程第２、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）
　議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入　誠委員
　去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告をいたします。
　提出番号１番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には水稲・野菜を作付する予定です。
　提出番号２番については、芝・野菜を作付している農家で、申請地には芝・野菜を作付する予定です。
　提出番号３番については、申請された３筆のうち、１筆で申請地の一部を違反転用しているため、是正してから申請するよう取下げ指導等を行うこととし、継続審議といたしました。
　提出番号４番については、水稲・芝を作付している農家で、申請地には水稲・芝を作付する予定です。
　以上のことから、提出番号３番については継続審議とし、１番、２番、４番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、谷田部地区分について、中山義美委員、お願いいたします。

中山義美委員
　去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号５番については、主に水稲を作付する農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
　提出番号６番、７番につきましては、同一申請人のため一括して説明いたします。申請

者は、農業経営開始のため申請するもので、６番については申請地を譲り受け、野菜を、７番については申請地を借り受け、水稲を作付する予定です。
なお、農機具等に対しまして、同一集落の農家から借り受けるものとなっております。
提出番号８番につきましては、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号９番につきましては、主に水稲を作付している農家で、申請地には水稲を作付する予定です。
提出番号１０番については、主に野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号１１番につきましては、水稲・野菜を作付している農家で、小作地を譲り受けるものです。
提出番号１２番については、水稲・野菜を作付している農家で、申請地には果樹を作付する予定です。
以上のことから、５番から１２番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層委員さんの御審議をよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員
去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号１３番については、申請地の隣接地で以前行った土盛りが越境しているため、現在の状況と今後の営農計画について聞き取り調査を実施しましたが、他法令との整合も図れなかったため、搬入した土の撤去をした上で再度申請するよう取下げ指導等を行い、継続審議といたしました。
次に、提出番号１４番については、申請者は営農型太陽光発電事業の用に供しており、更新のため地上権を再設定するものです。
以上のことから、１３番については継続審議とし、１４番については、農地法第３条第２項ただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号１５番から１７番については、同一申請人のため一括して説明いたします。受人は、水稲、野菜、果樹を作付している農家で、申請地には果樹を作付する予定です。
提出番号１８番については、申請者は、営農型太陽光発電施設の用に供するため、地上権を設定するものです。
以上のことから、１５番、１７番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当せず、１８番については同条の第２項のただし書きの地上権であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石　悟委員
去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号１９番につきましては、水稲・野菜・芝を作付している農家で、申請地には芝を作付する予定です。
以上のことから、１９番については、農機具等も所有しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないものと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員
去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号２０番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
提出番号２１番については、水稲、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。
以上のことから、２０番、２１番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

ありがとうございました。
以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。
提出番号３番、１３番は、継続審議との報告がありましたので、先に審議いたします。
提出番号３番、１３番について、質疑に入ります。
御質問、御意見等があったらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて３番、１３番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
３番、１３番については、担当委員報告のとおり継続審議とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
それでは、異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号、提出番号３番、１３番は継続審議といたします。
続きまして、提出番号１番、２番、４番から１２番、１４番から２１番について審議いたします。
御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、提出番号１番、２番、４番から１２番、１４番から２１番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
提出番号１番、２番、４番から１２番、１４番から２１番を許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番、２番、４番から12番、14番から２１番は許可することに決定をいたします。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員
　去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、農地区分は農用地区域内農地で、用途区分は農業用施設用地となっています。
　申請者は、現在使用している農業用倉庫が手狭になったため、新たに農業用倉庫用地として申請されたものです。申請地の隣接地である農地に、一部無断でコンテナを置き使用していたことから、始末書つきの申請となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
　以上のことから、１番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石　悟委員
　去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号２番につきましては、農地区分は第２種農地と判断いたしました。
　申請者は、自身が所有する隣地貸駐車場の利便性向上を図るため、駐車場用地として申請を行うものです。資金については自己資金で賄う予定です。
　以上のことから、提出番号２番については、一般基準に適合の上、第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
御苦労さまでございます。
続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員
去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
申請者は、自動車洗車場を営んでおりますが、利用者の増加に伴い既存のスペースだけでは手狭となり業務に支障を来していることから、自動車洗車場の駐車場用地を拡張するため申請されたものですが、既に砕石を敷き、利用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理とし、駐車スペース１０台分を確保する予定です。
以上のことから、３番については、一般基準を満たしており、第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ありがとうございました。
以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。
続きまして、議案第２号の質疑に入ります。
御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。
これより採決します。
議案第２号について許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号　農地法第４条の規定による許可については原案のとおり許可することに決定をいたします。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）
　議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区で調査を行っていただいておりますので、本橋委員から調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員
　去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、令和２年７月１３日付つくば農委指令第 29 号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、隣接地を新たに加え敷地を拡張するため、事業計画を変更されたものです
　以上のことから、１番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。
　続きまして、議案第３号の質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第３号について承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第４号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区で調査を行っていますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員
　去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、令和３年３月１２日付つくば農委指令第１２号をもって建て売り住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更をされたものです。
　以上のことから、１番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案４号の説明及び報告が終わりました。
　続きまして、議案第４号の質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第４号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第４号について承認することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第４号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定をいたします。

議案第５号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第５号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）
　議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、地区ごとに調査を行っていただいておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、豊里地区分について、坂入委員、お願いいたします。

坂入　誠委員
　去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告をいたします。
　提出番号１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令の協議は整っております。
　以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、谷田部地区分について、中山義美委員、お願いいたします。

中山義美委員
　去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。
　申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共事業を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので

す。令和３年９月３０日までの一時転用です。許可後の利用方法は、周囲を仮囲いし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、一部に鉄板を敷き、重機、工事車両、工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、隣地で保育園の経営をしている法人です。現在利用している職員用駐車場が遠く、不便であることから、申請地を借り受け、保育園の職員用駐車場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、１６台分の駐車場を確保する計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号４番につきましては、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家に住んでいますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号５番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、現在、両親と家族で同居しておりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものであります。資金につきましては、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号６番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考えて申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号７番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在両親と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営み、市内に事業所を持つ法人です。今般、主に市内の南部エリアにおいて工事の受注が増加し、それに伴い既存の資材置場だけでは不足していることから、新たに資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理の上で、重機、工事用車両等を６台分と工事に使用する資材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号２番から８番については、一般基準に適合の上、第１種農地の例外許可規定、第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員さんの御審議をよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労さまでございます。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号９番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、県外で発電事業を営む法人で、今回、太陽光発電施設を設置するため申請をするもので、３２５ワットのパネル２６０枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１０番については、農地区分は第１種と判断しました。

申請者は、県外に本社を置き、発電事業を営む法人で、今回、営農型太陽光発電施設の一時転用期間満了に伴い、更新するため申請をするもので、令和６年４月１２日までの一時転用となります。既存施設を利用し、下部農地には、継続してサカキを栽培する予定です。

提出番号１１番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。

申請者は、常総市に本社を置く、不動産業を営む法人です。申請地には、建て売り住宅２棟を建築する予定で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号９番から１２番については、一般基準に適合の上、第１種農地、第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労さまでございます。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１３番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、県外に本社を置き、発電事業を営む法人ですが、今回の太陽光発電施設を設置するため申請するものです。４１５ワットのパネル３，３９６枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、発電事業を営む法人ですが、今回、太陽光発電施設用地拡張のため申請するものです。４４５ワットのパネル３００枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１５番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で電気工事業を営む法人ですが、今般、事業拡大に伴う受注の増加によ

り、建設用資材を保管するスペースを確保することが必要になったので、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、敷地内を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とする予定です。なお、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号１６番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、県外に本社を置き、発電事業を営む法人ですが、今回、営農型太陽光発電施設を設置するため、令和６年４月１２日までの一時転用の申請をするものです。許可後の利用方法は、２７５ワットのパネル３２４枚を設置する予定です。雨水は敷地内浸透処理とした上で、下部農地にはラッキョウを作付する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令の協議は整っております。

提出番号１７番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在の住まいが狭小であることから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令の協議は整っております。

以上のことから、１３番から１７番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労さまでございます。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石　悟委員

去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１８番については、農地区分は農用地区域内農地で、用途区分は農業用施設用地となっています。

申請者は、経営規模拡大のため既存の農業用施設用地を拡張すべく、新たに農業用倉庫等を２棟建設するため申請されたものですが、既に一部を利用してしまっていることから、始末書つきの申請となっています。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号１９番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で電気工事業を営む法人で、申請地の隣接地に本社を置いています。今般、受注増により業務で使用する資材を保管するスペースを確保することが必要になったことから、申請を取得し、資材置場用地として申請するものです。許可後の利用方法は、全面を砕石敷とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、工事で使用する電線パイプ等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、１８番、１９番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第１種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員
　去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号２０番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、市内で建設工事業を営む法人です。これまで業務で利用していた資材置場を土地所有者に返還することになったことから、新たな資材置場用地として申請されたものです。既に一部利用してしまっていることから、始末書つき申請となっております。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号２１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。
　申請者は、県外に本社を置き、発電事業を営む法人ですが、今回、太陽光発電施設を設置するために申請するもので、１３７．５ワットのパネル３６５枚を設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号２２番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請されたものですが、既に砕石を敷き駐車場として利用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号２３番については、農地区分は第２種と判断いたしました。
　申請者は、令和２年７月１３日付つくば農委指令第２９号をもって建て売り住宅を建築するための許可を受けましたが、今回その敷地を拡張するために申請されたものです。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。
　提出番号２４番については、農地区分は第２種及び第３種と判断いたしました。
　申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地と申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。
　以上のことから、２０番から２４番については、一般基準を満たしており、第２種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。
　続きまして、議案第５号の質疑に入ります。
　御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第５号に対する質疑を終結いたします。
　これより採決いたします。
　議案第５号について許可することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号　農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可については、原案のとおり許可することに決定をいたします。
　なお、提出番号１３番、１８番につきましては、それぞれ３０アールを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可をいたします。

議案第６号　現況証明の発行可否について

議　　長（髙谷　榮司）
　次に、議案第６号　現況証明の発行可否についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
　議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局の説明がありましたが、地区ごとに調査を行っていただいておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員
　去る４月９日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番については、昭和５９年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。
　以上のことから、１番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。

続きまして、大穂地区分について、飯島委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号３番については、平成元年頃より畜産施設として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、２番、３番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

御苦労さまでございます。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石　悟委員

去る４月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、４番については非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）

ありがとうございました。

以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

御質問、御意見ともにないようですので、これより議案第６号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第６号について証明発行可とすることに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
　異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号　現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定をいたします。

議案第７号　農地改良協議に対する同意について

議　　長（髙谷　榮司）
　それでは、次に、議案第７号　農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引主任）
　議案第７号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（髙谷　榮司）
　ただいま事務局から説明がありましたが、地区ごとに調査を行っていただいておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
　まず、谷田部地区分について、中山義美委員、お願いいたします。

中山義美委員
　去る４月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
　提出番号１番につきましては、低地解消のための申請で、搬入土については購入土を土盛りする計画です。なお、盛土完了後は、畑として野菜を作付する予定です。
　以上のことから、１番につきましては同意しても差し支えないと思われますが、なお一層の各委員さん御審議をよろしくお願いしたいと思います。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
　御苦労さまでございます。
　続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員
　提出番号２番については、低地解消のための申請で、搬入土については購入土を用いて土盛りする計画です。なお、盛土完了後は、畑として野菜を作付する予定です。
　提出番号３番については、低地解消のための申請で、搬入土については購入土を用いて土盛りする計画です。なお、盛土完了後は、畑として果樹を植える予定です。
　提出番号４番については、低地解消のための申請で、搬入土については購入土を用いて土盛りする計画です。なお、盛土完了後は、畑として果樹を作付する予定です。
　以上のことから、提出番号２番から４番については、同意しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（髙谷　榮司）
ありがとうございました。
以上で、議案第７号の説明及び報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第７号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第７号について、同意することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第７号　農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定をいたします。

議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議　　長（髙谷　榮司）
次に、議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を一括して議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）
それでは、議案第８号及び議案第９号を一括して議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）
議案書１３ページになります。

議案第８号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について及び議案第９号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）について御説明いたします。

こちらは、市長より令和３年３月１９日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について説明いたします。

議案第８号については、１３ページから１６ページまで、提出番号２８番まで議案書記載のとおりになります。

議案第９号については、２７ページ、提出番号４番まで議案書記載のとおりとなります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長（髙谷　榮司）

ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第８号及び第９号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第８号及び議案第９号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第８号及び議案第９号については、原案のとおり決定をいたします。

議案第１０号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議　　長（髙谷　榮司）

次に、議案第１０号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書１８ページになります。

議案第１０号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について御説明いたします。

こちらは、市長より、令和３年３月１９日付で農用地利用配分計画の意見を求められており、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、議案書１８ページから２０ページの記載のとおりとなっておりまして、配分計画案が３件となっております。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議　　長（髙谷　榮司）

ただいま事務局の説明がありましたが、御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

それでは、御質問、御意見ともにないようですので、これにて議案第１０号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第１０号について原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号については、原案のとおり決定をいたします。

議　　長（髙谷　榮司）

次に、日程第３、報告案件、報告１号から７号についてですが、内容は議案書２１ページから３２ページに記載しておりますので、説明は省略をいたします。

報告１号から報告７号について御質問があればお願いをいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（髙谷　榮司）

それでは、ないようですので、報告案件を終了いたします。

その他

議　　長（髙谷　榮司）
　以上で、議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

閉会の宣告

議　　長（髙谷　榮司）
　これをもちまして、令和３年第４回総会を閉会いたします。

【午後２時４０分　閉会】

議　　長

農業委員会委員

農業委員会委員